

令和4年第2回浅川町議会定例会

議事日程（第3号）

令和4年3月7日（月曜日）午前9時開議

- 日程第 1 議案第 2号 浅川町課設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例を定めることについて
- 日程第 2 議案第 3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 4号 浅川町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 5号 浅川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 6号 浅川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 7号 浅川町消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 8号 浅川町公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 8 議案第 9号 令和3年度浅川町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第 9 議案第10号 令和3年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第11号 令和3年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第12号 令和3年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第13号 令和3年度浅川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第14号 令和3年度浅川町上水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第24号 石川地方生活環境施設組合規約の変更について
- 日程第15 請願第 1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出請願書
- 日程の追加
- 日程第16 発議第 1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第15まで議事日程のとおり

日程第16 発議第 1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出について

出席議員（11名）

1番	菅野朝興君	2番	兼子長一君
3番	会田哲男君	4番	木田治喜君

5番	岡部宗寿君	6番	渡辺幸雄君
8番	須藤浩二君	9番	上野信直君
10番	角田勝君	11番	金成英起君
12番	水野秀一君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	江田文男君	副町長	藤田浩司君
教育長	真田秀男君	総務課長	岡部真君
会計管理者	菊池三重子君	建設水道課長	生田目聡君
税務課長	我妻美幸君	住民課長	関根恵美子君
保健福祉課長	佐川建治君	農政商工課長	坂本克幸君
学校教育課長	高野喜寛君	社会教育課長	生田目源寿君

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	八代敏彦	主事	生方健人
--------	------	----	------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（水野秀一君） ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（水野秀一君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第1、議案第2号 浅川町課設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例を定めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第1、議案第2号 浅川町課設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例を定めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第2、議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 町長の提案理由の中で、国の基準が示されたという話がありました。それから、課長の補足説明の中で、管内でも協議をしたという話がありました。今回の改正は、国の基準と同じなのか。それから、管内同一になったのか、その2点を伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） まず、国の基準でございますが、国の基準につきましては、団員のみ基準が3万6,500円というのを標準とするというものが示されております。それより上の階級につきましては、その職責等に勘案して実施するということになり、配付しておりました資料をご覧くださいと思うんですが、副班長と班長につきましては、今回改正案を上げる団員の分が改正すると、副班長、班長につきましては逆転してしまうことから、そちらにつきましても均衡を取ってバランスを取った形で、今回提案させていただいたところでございます。

それから、他町村の状況ですが、おおむね団員につきましては同じ金額となるものです。団員につきましては3万6,500円、一部3万7,000円というところもありますが、おおむねその金額。それから、幹部のほうの団長、副団長等につきましては、各市町村の状況等で考え方が、いろいろ団員の規模だとかで変わっておりますので、そちらのほうについては各市町村の考え方になってございます。基本的には、団員の改正というのが始点となっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○9番（上野信直君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝。

○10番（角田 勝君） 処遇の改善ということで、なかなか団員が集まらないような状況で、そういう意味では、一定の効果があればいいなというふうに思うんですけども。

そこでお尋ねしたいんですが、消防団員も非常勤特別職でありますので、いわゆる特に団員が公務によってけがをしたり、あるいは万が一にも亡くなるというようなことになれば、非常勤特別職公務員のいわゆる補償を得ることができるんだと思うのでありますが、その点はどういうふうになっておるんですか。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 非常勤特別職、特に消防団員に関しましては、予算においてもそういった掛金、保険、共済等について加入しており、補償をするような形になってございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝。

○10番（角田 勝君） いわゆる分かりやすく言えば、役場の職員並みのそういうものに補償するというようなことになっているというふうに理解してよろしいんですか。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 基本的には、同様な対応になるかと思えます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝。

○10番（角田 勝君） その基本的というところで、ちょっと若干の違いがあるのかなと思うんですが、その辺は何か手元に資料があればあれでしょうけれども、何かやっぱり差があるんですかね。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 申し訳ありません。ちょっとその補償内容につきましては手元に資料がございませんが、掛金につきましては、公務災害補償基金というところのほうに約660万円ほど支払う予定となっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 2点ほどお伺いいたします。

今回改正されたのは消防団ということでお聞きするんですが、支給の方法は、私たちのときは分団のほうに支給されていたんですが、こういうものに関しては支給の方法とかは変わったのか、1点お伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 今回の国の基準を定めているところの処遇改善の中においても、団員のほうに直接支給するようにすべきだというようなことになってございます。ですので、令和4年度からは、個人に直接振り込むようにする予定でございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） そうしますと、令和3年までは一括して班のほうに支給されていたということですね。

そうなると、支給の仕方が変わって今度本人になるので、今度は本人の源泉徴収の問題があると思うんですよね。班に支給していたときも、当然、源泉徴収の義務はあったと思うんですよね。問題にならないのかどうか、まずその去年までの支給に対して、本人の所得とか源泉徴収とかの問題に引っかからないのか。

また、令和4年度から個人ということなので、当然、これは年末に源泉徴収票というのは発行するものなのかどうか、お伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） お答えいたします。

令和3年度までにつきましては、おのおのには源泉徴収票等を交付しておりました。

今回、令和4年度以降についても、基本的には同様に源泉徴収をすることになっておりますが、そのうち出勤報酬につきましては、国の知らせですと、そちらが現在、国税庁と協議の上だということの通知が出ており、そちらのほうの課税関係についてはちょっと分かりませんが、年間報酬につきましては、通常の報酬、給与所得扱いになるもので、源泉徴収の対象となるものと考えてございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） そうしますと、今までは班のほうで、源泉徴収のほうは適切に行っていたということで

確認しました。

もう1点、お伺いしたい。

今度は個人ですということなので、新たに個人口座の申請とかを行って、直接町が個々にお支払いをして、個々に年末になったら源泉徴収票を送付するという形でよろしいんですかね。

それと、あと出勤した団員、出勤しない団員によって、出勤手当が加算されるか、されないかということも、しっかりした確認が必要だということで認識してよろしいのか。

以上、お願いします。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） お答えいたします。

ご質問のとおり、源泉徴収についてはそのとおり発行する手続でございます。

それから、出勤した、しないにつきましても、その確認については、しっかりと進めていくものと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第2、議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第3、議案第4号 浅川町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第3、議案第4号 浅川町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例ついてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第4、議案第5号 浅川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 大変分かりやすい資料をつけていただいたので、この条例の改正案の中身自体については、大変理解しました。

1つ町長にお聞きしたいんですけども、子育て支援の観点から、子供の均等割、今回、就学前までは2分の1になるわけですけども、これはもう子供全員、均等割はなくす、こういうふうにはしていきべきだというふうに思うんですね。社保なんかでは、子供の均等割みたいなものはないわけですから。子供が何人いようが、負担が重くなるなんていうことはないんです。国保だけ、子供が何人もいれば負担が重くなるという状況があるので、子育て支援の観点から、やはり子供の均等割はなくすべきだというふうに思うんですけども、町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今後、担当課と様々に検討してまいりたいと考えております。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 私も以前に、この子供の均等割については、やっぱりなくしていく、国もそういう方向だという話も聞きましたけれども、全国では国保の子供の均等割についてはなくしている市町村も結構出てきているんですね。これは、やっぱり今、9番議員が言われたように、子供が多くなれば国保税がかからないというふうな、特に子供ですからそういう、国保の場合は未就学児ということに限定されていますけれども、一定の年齢まではやっぱり均等割を減らしていくこと、なくしていく、そういう方向が私はあるべき姿だというふうに思うんです。

今、町長も検討したいと言いましたが、検討ではなくて、やっぱり町長も自ら先に立って、町村長会や組合

なんかとの協議などのそういう席で、なくしていく方向で発言をしていく、国に対してもそういう姿勢を取っていく、こういうことが町民を代表する町長として、私は認められると、こう思うのでありますが、その点は町長はいかがでしょう。

と同時に、この減額によって、国が2分の1、県と町が4分の1ということですので、非常にそんなに大した金額にはならないわけでありましてけれども、この減額によって、今まで均等割を払っていた、そういうものと比較すれば、浅川町の場合はいかほどの金額になるんでありますか、お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

〔「私、町長の所信を聞いているんですよ」の声あり〕

○町長（江田文男君） まず、国のほうにも、県選出の国会議員の方々にも要望はしていきたいと思っております。当然、5町村でも、定例会のときにお話はさせていただきたいと思っております。それで、9番議員も言ったとおり、子育て支援のためには、いろいろと担当課と今後相談をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 税務課長、我妻美幸君。

○税務課長（我妻美幸君） 申し訳ございません。いかほどの金額というのは、どの金額でしょうか。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） この減額によって、以前と比べればどれだけの、やはり4分の1町が負担するわけですから、そういう歩合としてはどうなるのかということですね。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） 補足なんですけれども、さきに説明した国保の特別会計の中では、この未就学児の繰入金を20万5,000円ほど見えていますので、14名で20万5,000円、これは5割、7割関係なく満額の半分ということで見て、20万5,000円ほど歳入としては見込んでいます。これが2分の1で20万5,000円なので、町負担はそのさらに半分、10万程度かなと思っております。

以上です。

〔「はい、分かりました」の声あり〕

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第4、議案第5号 浅川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第5、議案第6号 浅川町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第5、議案第6号 浅川町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第6、議案第7号 浅川町消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） 出勤手当の災害の場合のところなんですけれども、時間によって金額が違うんですけれども、例えば火災の場合、2時間だと2,000円ということになっているんですが、この時間を把握する基準、火災が鎮火した後、各班ごとに点呼して出勤人員を確認するというのは今までどおりあるので、それは終わりの時間はある程度把握できるかなと思うんですが、この出勤する時間、これはどのように捉えるのか。例えば、火災発生時刻からなのか、あとは各団員、各班によっては出勤時間がまちまちですよね。そういった時間をどのように、この2時間まで、それから2時間越えて4時間まで、4時間を超えるというので金額違いますので、

これは火災、風水害、地震もそうですけれども、時間確認するのは結構大変な作業かなと思うんですね。なので、やはりこういう統一見解というんですか、こういうのはやはり前もって決めておいたほうがいいんじゃないかと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

あと、もう1点なんですけれども、各種訓練がございましてね。これは、1日2,000円ということになっておりますが、いろんな訓練などということが入るんでしょうけれども、例えばポンプ操法訓練、今回、石川郡代表で小型ポンプのやつは中止になりましたけれども、今後、また回り番で回ってくるでしょうから、そういったポンプ操法訓練も、1日2,000円支給するんでしょうか。

その辺のところと、あるいは救急法、講習を受けるのか訓練なのか、ちょっとあると思うんですけれども、そういったものも該当するんでしょうか。その辺、ちょっとお聞きします。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） まず、災害の場合におきましては、この3段階の時間の区切りがございまして。おただしのよう、終期につきましては解散命令だとかそういったところで把握はできると思いますが、その始まりの時期につきましては、現在、課内というか担当レベルの考え方ではございまして、火災の場合につきましては、サイレンの鳴った時刻というか、招集時刻というところをまずはベースに考えてございまして。それ以外の、サイレンが鳴らないようなときもあろうかと思いますが、それにつきましてはその都度、消防団幹部の団長の方との協議しながら決めていきたいと考えてございまして。

それから、ポンプ操法訓練の場合の対応でございまして、現在、そこまでちょっと深く、ポンプ操法につきましては連日の、今までですと練習等がありまして重なりますので、別扱いというような形にもなるかとは思いますが、なおその辺につきましては、消防団のほうと今後基準を決めていくような形にしたいと思っております。

あわせて、最後の質問につきましても、今後協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） 出動報酬については、時間は、火災の場合ですと、今、総務課長答弁のようにサイレンでもって、その時刻でもって始まりの時間とするのはいいと思うんですが、それ以外に水害、あとは地震なんかですと、なかなかサイレンでもって出動命令をする場合もあるんでしょうけれども、一概に火災と違ってそうもいかない面もあるのかなと思いますので、その辺のところは今後よく協議をされて、そういう統一した約束事を決めていただきたいと思います。答弁は結構です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

5番、岡部宗寿君。

○5番（岡部宗寿君） 今の2番議員の質問に補足してちょっとお話ししたいと思っておりますが、これは今、言った災害の話なんですけど、浅川町では台風19号のときに出勤した班、分団があると思っております。これに鑑みて、そのときにどういうふうな状況で出勤して、いつから出勤したというのも、きっと町では一応、被災したときに開いた全員協議会を経て、こういうときはこの次はこうしようという話はもうしていると思っておりますので、そのときの話を経理課長にちょっと今、どういうふうにしたんだか、じゃ今度はこうしようという話あったと思っておりますので、そういう話をちょっとお伺いします。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 水害のとき、台風19号の場合の考え方でございますが、前に総務課資料1枚物があったかと思いますが、そちらのほうの一番下の米印のほうに記載しておりますけれども、基本的に消防団長の指揮により出動した場合ということで対応してまいりたいというところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、岡部宗寿君。

○5番（岡部宗寿君） いや、私が聞いているのは、あの19号の台風は終わったじゃないですか、皆さん。あのときの対応は、私も議会で質問しましたがけれども、鳴っていましたか。じゃ、団員が何時から出て、何時までいたというのは分かりますか。

そのほかに、これには書いていないですけれども、私、あのとき町長に質問しましたよ。団員は、例えば滝輪の1分団第3班は染の踏切のところに行かせる。そのときに、団員は自分の乗ってきた車は倉庫の屯所のところには置けないから、班長か誰かの庭に置いたと。そしたら水没しました。そういうことも、本来であればここに入れなくちゃならないんだよね、そうですね。それ前に私、質問しましたよね。こういうときはどういうふうにするんですかとか。結局、見舞いという形で、たしか1万か、2万ぐらいしかもらっていなかったんですが。やっぱりそういうことも、ひとつ入れてもらったほうがよかったんじゃないか。

それと、団員、夜、例えばあのときには6時、7時頃からもう団員は出ているわけですよ。次の日の5時半頃まで片づけやっているわけですよ。そこからまた二日か三日出ているわけじゃないですか。そういったことも、だからこれからそういった賃金とか、1日8,000円というのは分かりますけれども、何時間で8,000円なのか。当然、労働基準法で言えば、時間で1日8時間の時給計算なのか。

やっぱり、そういったこともきちっとやってもらわないと、これからいろんな今度問題出るじゃないですか。何でもかと思ったら、例えば畑田、山白石とか、ちょっと上のほうの人には水害というのはなかなかないです。ただあるのは、地滑りとかそういうのはあるかもしれないですけれども。だから、そういうときのために、その地区によって、このときはこうなったとかという詳しい話を、今、決めておかないと、また今度なったときに、いやまた対策会議をやって決めるとかという、そういう話になっちゃうと思うんです。ですから、今のうちに、もうそういう話もきっちり決めていたのかなと思ったから言ったんですけれども。決めてはなかったんですね。分かりました。

そういうことで、そういうのもひとつこういう中に入れてもよかったんじゃないかなと思いますので、町長、やっぱりそうですね。町長、いかがですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 団員の指示は、まずは団長の指示の下、動いていると思います。あの台風19号の話も出ましたが、本当に浅川町もえらい目に遭いました。私も、水害は生まれて初めてであります。本当にこの前も言ったとおりに、何かテレビで見ているようなすごい場面を、今でも思い出すとやはり体が震えるのを思い出します。

それで賃金は、これから団員は、国のほうでもだんだんよくすると思っておりますので、町のほうでもいろいろ団長と幹部の人たちと相談をしていきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。ほかに。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 今、5番議員からもありましたけれども、例えば消防で駆けつけていって、その車を置いていって、その車が水没して被害になったということになれば、これはまた出動報酬と別に、災害の出動でありますから、それはきちっとした補償が出てくるんでしょう。そういう場合は、きちっと明らかであって、自動車ももう修理するのに20万かかるということであれば、その20万に相当するような補償は出てくるんでしょう、別な、いわゆる先ほど言った660万からも、そういう人的なものであったと思いますけれども、そういうものの中にも公務災害の補償として出てくるんだと思うんですが。その点が1つと。

それから、やっぱり2番議員さんも言われましたけれども、出動した時間とかその区切り、団長が出動ということですが、サイレンが鳴ればもう出動していくわけですから。2時間、あるいは4時間、あるいはというふうな時間の把握というんですか、そういうものも一定の出動した班長、分団長、こういう方々の、特に地元の出動なんていうのは、場合によっては、火災の場合には夜まで一昼夜、一定の団員を残して残り火を見ておくというような、そういうことだあってあり得ると思います。そういう場合の把握については、やはり地元の班長なり分団長なり、そういう方々の報告を出してもらって、そして様々な状況については町が共有して決定していく、こういうものになるんだと思うんですが、そういうふうな考えてよろしいのでありますか。

以上です。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） まず、1点目の消防団員が所有する車の場合の考え方でございますが、基本的に公務災害補償につきましては、そちらの車のほうまでは、まだ今のところ補償にはならないのかなというところで、今般の台風19号によって、国のほうでもそのような対応をするために、いろいろな何か制度をつくっているようでございます。そういったところを、今後ご案内するような形にしたいと考えております。

それから、災害の場合の時間の考え方の終期といえますか、そういったところについては、もちろん浅川町消防団が一律の時間とはならない場合もございますので、地元の分団長、あるいは班長などのそういった報告をもって終わりの時間というようにする考えではございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 私が言っている車の問題は、これは今、総務課長が勘違いしているのかなと思うんですけども、いわゆる先ほど5番議員が言われたような状況の場合には、いわゆる公務災害補償法、あるいはその他のそういう決まりによって弁償されるのであろうと、補償されるだろうということを言っているんですよ。例えば、駆けつけて、先ほどありましたけれども、違うところで警戒をしていると。しかし、車は途中に置いたと、その車は流されて駄目になっちゃったということになったときに、何の補償もないというようなそういうことはないでしょうということを、私は分かりやすく言えば先ほど質問したと思うんです。それには、今のところそういう補償のあれはないけれども、詳しい調査をしながら、国では今考えているというような答弁ですけども、そうではないでしょうということですよ。そういうのがはっきりすれば、それは公務災害補償法の中で、きちっと補償されるんでしょうということを念を押してお尋ねしたわけでありまして。その点、理

解をお願いします。

それから……それだけでいいです。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 正確な補償の内容につきましては、現在ちょっと手元にございませませんが、見舞金という制度はあることとなっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 例えば、役場の職員が役場の車で行って、役場の車が被害に遭ったというので、これは何も役場の車ですから、町が直したりあれすればいいんですけども、個人が出動して行って、例えば火災だってそうですよ、延焼して、遠くに置いた車のところまで火が飛んで行ってその車が燃えちゃったというようなことになれば、何らかの補償は出てくるんじゃないんですか。その辺はどうなんですか。それは公務のために出動した、そういう車ですよ。これは補償されるでしょうと私は思うんですけども、それが明らかであればね、どうですか。

あともう一つ、これは数字には直接関係ないんですけども、サービスという点で、消防の町の消火栓、これがあるところで幾ら回しても回らなかったという、これは点検のときに、そういう点検で、近くの人が回してみたら絶対回らなかったと。そういうことがあったというんですね。私、消火栓というのはめったに回すものじゃないから、確かにそういう理由もあるんです。私のすぐのところ、私の土地にも入って、消火栓あるんですけども、私、時々、半年に2回ぐらい……

○議長（水野秀一君） 角田勝君、ちょっと趣旨が違うようですから…。

○10番（角田 勝君） いや、サービスという点で、報酬等、議案とは直接関係ないと先ほど言ったんですけども。そういう場合のこの消火栓の管理というのはどういうふうになっているのか、参考までにお伺いしたいと思うんです。

以上です。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） まず、私用車というか、自分の車でそういった災害の場合に巻き込まれた場合の補償につきましては、今、繰り返しになりますけれども、ちょっと手元に正確な情報がありませんが、見舞金という制度で対応しているところのようでございます。

それから、消火栓につきましては、基本的には各地元の班等で確認しているもの、あるいは常備でも点検等はしているかとは思いますが、そういったところに対応しているところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 14ページの条例改正に対する第15条第1項中「団員」の次に「（勤務年数が5年未満である者を除く。）」が新たに載ってきたんですが、そうしますと例えば5年以下、今4年務めた方、あるいは2年、3年の方、この人は退職金、今までは出たんですが、今度からは出なくなるというような考え方ですか。

例えば、死亡による退職においてもこのような形になるのでしょうか。この5年を載せた意味をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 今回の改正でございますが、基本的に国の準則、いわゆる省令に合わせたものでございまして、国のほうの示したものと整合させておりますので、5年未満の方につきましては、退職報償金のほうは支給しないような形になるものでございます。

死亡した場合の考え方につきましては、退職金は出ませんが、別の公務災害のほうで対応というような形になろうかと思えます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） この改正文はそうですね、退職金5年以下は出ないと、死亡の場合は、今言ったように公務災害というような感じの補償になるというような形の改正みたいなんですけど、これは報酬と同時に出勤手当を上げたのはこれはいいんですが、何かこの辺、5年以下は退職金が出ないという形になりますと、バランスが取れていないというふうに感じます。この辺、何でかんで国に合わせなくちゃならないんでしょうかね。その辺をお聞きしたいんですけども。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 繰り返すようでございますが、国の基準に合わせて改正したいと考えてございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 3番、よろしいですか。

○3番（会田哲男君） はい。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） いろいろ話を聞いておりますと、これ実際の適用の場面では、かなり微妙な部分があるんじゃないかというふうに思います。例えば、大雨が降って夕方の6時に招集がかかって活動する、次の朝まで活動したというような場合に、警戒の場合だったら1日2,000円だから、これ多分2日ということになって4,000円というふうになると思うんですね。でも、災害の出動の場合は1日8,000円だから2日分で1万6,000円、4,000円もらえるか、1万6,000円もらえるかという微妙な問題にもなってくるわけですよ。

それで、分団によって守るべき場所が違うわけですから、災害が発生している分団だけに適用されるのか、それともみんなに適用されるのかとか、いろいろ微妙な問題が出てくると思うんです。適用に当たっては。それで、団員の間に不公平感が生じないように、私はこれを実施する場合には、事前に消防団とも綿密に相談をして、具体的なケースをいろいろ挙げて、きちんと決めておく必要があるというふうに思うんですけども、そういう予定はあるのでしょうか、1点伺います。

それから、もう1点ですが、出勤報酬の支払い時期はいつになるのか伺いたいです。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） まず1点目、今回このような形の改正を考えてございます。

なお、消防団等ともいろいろなケース想定して、協議しながら決めていきたいと思えます。

支払い時期ですが、現在、年額報酬につきましては、年に2回の支払いとなっております。実務上、それの形に合わせて支払うものが現実的かなと、今のところ考えてございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 最初の具体的な適用については、詳細に団と協議をして、こういうケースではこうするというを決めるということでしたので、それは了解しました。

出勤報酬の支払い時期なんですけれども、年額報酬と一緒に払うようなお話でありましたけれども、非常勤特別職の報酬の支払い時期については即時に支払う、その日のうちに支払うというのが原則ですよね。ただ、消防団の規則では、一般職員に準ずるといふふうになっているんですよ。私、一般職員のこういう出勤報酬みたいなので、どこに規定があるのかなと思って探したんですけども見つからなかったんですけども、一般職員のこういう報酬の支払い時期というのはいつになるんですか。私は、この出勤報酬が年額報酬と一緒に年度末に支払われるというのは、これはちょっと適切ではないのではないかと。やはり出勤したんですから、その労苦に報いるべく、なるべく早く出勤手当については支払いをすると、これが本当ではないかなというふうに思うんですけども、規則上はどういうふうになっているのか伺います。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） お答えいたします。

まず、年額報酬の支払い時期につきましては、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の中では、勤務の都度これを支給する。ただし、勤務日数が2日以上にわたる場合によっては、末日に支給するというようになっております。消防団員等、年額報酬が定められています非常勤特別職については、おおむね年に2回払いというのが多い状況、現状はそのような対応をしているものでございまして、そのほか今回の出勤手当につきましては、浅川の消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例となっております。その支払い時期につきましては、支給方法については、町職員の一般職の例によるとなっております。ですので、一般職の費用弁償というところでは、その都度支払うものと条例上はなっているものと理解しております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 確認なんですけれども、私、出勤報酬だけ聞いているんですね。出勤報酬については、その都度支払うということで、これらの改善される出勤報酬についても、その都度ですから、早くですね。少なくとも翌日とか、会計上難しいというのであれば、数日要することもあるかもしれないけれども、速やかに支払うと、こういう理解でよろしいですか。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 今回の条例等に基づき、速やかに支払うような形にしたいとは考えてございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 今までのやつを聞いていると、かなりいろんな疑問が出てきますね。まず、年間報酬の

支払い時期、年度末に支給となると、源泉徴収票の出し方が、例えば今年の令和4年度からもらうと、令和5年12月に、じゃ1回目の源泉徴収が出されるということでもいいのかな、その辺も聞きたいですし、あと年額報酬の、例えば支払いの範囲の中で、33ページの任用というところの3条の(1)管轄区域内にという文言の訂正がございませう。当該消防団ということですから、浅川町に居住しなくなった場合は、なったときはと解釈していいのかな、それとも所属する班、分団から居住地が変わった場合はというふうに判断していいのかな、その辺もお伺いしたい。途中で消防団員を辞めたという場合、年度末に支給だということですから、当然これ、例えば10月に辞めたとなれば、その分を12月までのやつを月割で支給するのか、それもまず疑問ですね。

あと、先ほどから出ている災害時の出勤に関して、よくこれは消防団と町で協議して基準を明確につくるべきだと思うんです。というのは、いろんなケース、今まで同僚議員が質問しましたが、そのときに班から消防団長に、いやこういうものではないと言われたときに、消防団長がいや町ではこういう考えだからという話をするのではなくて、もうこれで決まっているよと、消防団としてはこういう支給の基準になっているから、これで今回は支給するよと。責任の転嫁をされないように、よくこれは消防団と町で話し合いをするべきではないかと思ひます。特に災害時の、先ほどから出ている事例があった車の問題などに関しては、やはりここに明記するような形、役場職員であれば、家を出てから家に帰るまでが公務災害の適用になりますよね、交通事故から何から。それも、消防団員に当てはまるのかどうか。当てはまるようにしなければ、やはり消防団員も有事のときに出てくるときに、いやここは大丈夫かな、こういうときは自己責任になっちゃうのかなと不安を抱えながら活動するようなことがないように、やはりその辺も今回改めるべきではなかったのかなと思うんですが、いかがですか。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） まず、年額報酬は年度末もありますけれども、現在、年に2回に分けて、上半期と下半期で2回に分けて支給しております。ですので、その支払った時期において、源泉徴収になるものでございます。

それから、住居要件でございますけれども、3条の任用につきましては、浅川町の区域内に居住し、または勤務する者となっております。転出等になった場合につきましては、基本、退団する場合につきましては、日割りの計算になるものと理解してございます。

それから、出勤要件の支払いの基準を明確にということでございます。繰り返しになりますが、消防団のほうといろいろなケースをすり合わせ、今後、状況に応じた取扱いを、事前にあらかじめ決めておきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 居住する地域は、浅川町ということで理解しました。報酬に関しても、上期と下期で2回支給しているよというのも了解しました。あと、月割りで支給するのを日割りだよというのも理解しました。

あと、やはり公務災害の件も、答弁漏れだったんですけども、公務災害についてもどういう基準に当てはめるのか、やはりそちらももう一度答弁していただきたい。

それと、細かく言えば出勤報酬の中で、今後出てくると思うんですよね、深夜の場合はどうなんだと、深夜

の場合の割増しは出るのかと。その辺も多分、今後、国としても次のときに出てくるのかなと思いますので、それはあらかじめ町のほうで消防団と話し合いする時期があれば、そういうのもう予想して話していてもいいのかなと私は思います。

あと、もう1点聞きたいのは、分団、班の活動費、その辺は現状どうなっているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） お答えいたします。

班の活動費のおただしでございますが、令和3年度の予算の状況ですけれども、予算では分団運営費というところがございます、班の運営費につきましては、特に決まったものはございません。3年度までですけれども、出動手当を打切りで交付しており、そちらが実際のところの団員の出動手当、ポンプ車の出動手当、積載車の出動手当等を支給しておりました。そちらが活動費になっていたのではないかと思います。それで、令和4年度からは、当初説明の中でも申し上げましたけれども、班の運営費というのを改めて計上しているところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○8番（須藤浩二君） いや、答弁漏れいっぱいあるんですけども。

○総務課長（岡部 真君） すみません、勤務条件のことにつきましては、再度正確なところのことをあらかじめ団員の皆さん等に周知するような形をしたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） じゃ、時間が深夜のやつは、当然議論しておくべきなんじゃないのかということをつつたんですけども、それに対しては。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 深夜等の割増し等の考え方については、今のところ国のほうからはそういった基準、考え方は示されておませんが、今後、再度、他町村の例等も勘案しながら、今回の対応を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○8番（須藤浩二君） はい。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第6、議案第7号 浅川町消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第7、議案第8号 浅川町公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 何か毎年質問していることなんですけれども、富三記念館、財団法人顕彰会、これに指定管理をするのはしょうがないと思うんですけれども、ただ吉田富三博士の人と業績を来館者に説明をしたり、あるいは癌学会と浅川町とのつながりを保てるような人、そういう人がいないと、この記念館ってこれから何か廃れていってしまうんじゃないかなと、これは本当に喫緊の課題だというふうに思うんですね。今までは、すばらしい方がいらっしやっただけでも、だんだん高齢になってそういう仕事もできなくなってきていると思うんですよ。ですから、これが本当に心配の種なんですけれども、その点についてどういう見通しなんでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まさに、そのとおりだと思っております。

私も、今、そのつながりを持っている方、そして吉田富三記念館の館長をやってくれる方を、議員のときもそうでありましたが、現在も探しておりましたが、なかなか見つからなくて、今一步、今二歩というところで全て駄目になっております。とにかく、駄目だ駄目だと言っていられませぬので、やはりすばらしい方を、今後いろんな面でPRをして、そしてこの癌学会の有明病院と提携できるような、そういうお付き合いできるような先生を、館長をつくっていきたいと思っておりますが、今のところ本当に厳しい状況であります。本当に皆さんに言っているのでありますが、もしそういう方がいれば紹介してくださいということを、私はもう何年も各団体とかに言っておりますが、本当に見つからないのが現状であります。本当に厳しいと思っております。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第7、議案第8号 浅川町公の施設の指定管理者の指定についてを起立によって採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。
ここで、10時25分まで休憩といたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時25分

○議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第8、議案第9号 令和3年度浅川町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。
これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 14ページの道路新設改良費、工事請負費1,500万余りが計上されています。染小貫線だということなんですけれども、具体的にどういう工事なのか、本体工事は以前の議会でもう計上されておりますので、今回の工事はどういう工事なのか、それが1点目。

それから2点目、15ページで小貫の消防屯所の改修補助金がなくなりました。小貫の消防屯所は今後どうする方向なのか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

14ページの工事請負費の増でございますけれども、こちらは染小貫線の工事費になります。内容といたしましては、今現在、発注されています約164メートルの改良工事に変更という形で、事業を早く進めるという意味で、今現在、下層路盤までしか工事の中に入っていないんですが、上層路盤まで今年度中にできれば行いたいということで追加するものです。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 15ページの消防屯所の改修事業の減額でございます。小貫の屯所、当初改修、修繕

の補助を考えてございましたが、小貫区さんのほうとも協議しまして、今般のハザードマップにおいても屯所、集会所のところが浸水エリアに隣接、そこまできておりますので、新たな場所に移転するような形にしたいという申入れがございましたので、では屯所につきましては今回改修を見送って、4年度で当初予算の中で集会所と屯所のほうの設計費を計上し、移転するような形で考えてございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点目は分かりました。

2点目ですけれども、新たな場所というのは、もう大体決まったんですか。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） こちらにつきましては、現在、小貫区さんのほうと協議といたしますか、打合せをしているところで、おおよその候補地は今、お話ありましたけれども、正式な決定には至っていないところでございます。

以上です。

〔「はい、分かりました」の声あり〕

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 1つは、これ私ちょっと教えていただきたいなと思ったんですけれども、7ページの一番下の後期高齢者インセンティブ交付金というのがあるんですけれども、インセンティブというのはどういうふうなものでしょうか、ということが1つと、それから次のページ、8ページのふるさと応援寄附金37件、237万8,000円という説明がありました。プライベートなものはありますから、その辺は免じてほしいんですが、その37件の中身、いろいろこういう方で、何歳ぐらいの方が多くとか、あるいは浅川町から出身した人は何人で、そうでない全くの町外から寄附をしてくれた人は何人というようなことの内容をお伺いしたいと思います。

同時に、このふるさと応援寄附金は、国もいわゆる返礼品ですか、そういうことで3割以内というような規制を出しました。会津の湯川村のように、米をもう思い切って返礼するというようなこともありまして、なおもあったというようなこともあったからでしょうけれども、もう少し浅川町のよさ、子育て支援の充実や、様々、いい野菜だとかそういうものに触れて、全国にやっぱり発信していく必要があるんだと思うんです。これはホームページとかいろいろやっていると言うんですけれども、それなりにもっと努力をしてほしいなと思うんですが、その辺をお伺いしたいと思いますと同時に、この返礼品、そういうことでいかほどの歳出をしているのか、中にはこの返礼品は要らないから花火を上げてほしいというようなこととかいろいろあるようなんですけれども、その面も含めてぜひお伺いしたいなと思います。

3つ目は、13ページの農業次世代人材投資事業補助金62万円を要件から外れたということで減額しました。この次世代人材投資事業というのは、その内容はどのような内容なのでありますか。また、なぜ外れたのか、その要件をお伺いしたい。

以上です。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） お答えいたします。

まず、1点目の後期高齢者インセンティブ交付金の内容ですけれども、こちらは高齢者の保健事業や保険収
納実績に基づく交付金でございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） ふるさと応援寄附金の状況でございます。

内訳でございますが、1人の方、100万円の方もございました。その方は、浅川町にゆかりのある方ではご
ざいます。その他の方につきましては、浅川町と縁のある方もいらっしゃれば、ホームページ用の楽天のほう
でのことにつきましては、あまりそういったゆかりがあるものではないのかなという方、そちらは楽天分につ
きましては13件の寄附でございました。

返礼品等につきましては3割以内というところになってございまして、新年度以降、現在のところ見直し等
を考えているところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 副町長、藤田浩司君。

○副町長（藤田浩司君） ふるさと納税についてお答えいたします。

野菜の確保に向けて努力されたいというご指摘でありまして、これまでの議会でも少し触れていたかもしれ
ませんが、役場庁内で主に若手職員から成るプロジェクトチームというものを設置いたしまして、浅川町の返
礼品の拡充、充実というところを進め、検討してまいりました。このたび、今年になってから商工会とJAと
協議いたしまして、返礼品の品などについて充実させるべく、共に動いておりまして、今は何件か町内の事業
者やJAさんから手を挙げていただいているところであります。これを取りまとめましてPRしていきたいと
考えておりますが、今、取りまとめ中でありまして、お披露目等については新年度になろうかと考えており
ます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） それではお答えいたします。

農業次世代人材投資事業補助金につきまして、こちらの対象者は新規就農者となります。新規就農者の生活
のほうを支援するための補助金としまして、1人当たり150万円、夫婦型だと1.5倍の225万円が支給されるも
のでございます。こちらにつきましては、総務課長のほうより説明ありましたとおり、所得制限がございまし
て、それを超えて段階的に減額になって、この額が62万2,000円が減額になったということでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） ちょっと答弁漏れですけれども、返礼品、例えば私が聞いているのでは、いわゆる自
然薯と、それからうどんですか、麺類ですか、そういうものが返礼品になっているというように聞いたん
ですけれども、現在のところは。その状況も、そして併せて返礼品は、この237万8,000円に対して金額にしてい
かほどだったのかということも質問したんですけれども、漏れておりますのでお伺いしたいと思います。

それから、次世代の人材投資事業は、新規就農者の補助金のことだということで、私は新規就農者は新規就農者で、別に補助金が1人当たり150万ですか、そういうのがあったのかと思ったんですが、この事業だったんですか。所得制限の要件によって外れたんだということですが、新規就農でも所得制限がいかほどになれば駄目なんですか、その制限額は。

以上です。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 現在の返礼品につきましては、おただしのように自然薯、それから麺類、そのほか浅川町のお米、それから花火の打ち上げにつきましても返礼品の一部としてございます。令和3年度の支出状況ですが、当初予算90万ほどありましたが、現在ちょっと正確な数字はございませんが、その送料以外につきましては3割以内というふうになっている状況でございます。

以上です。

○10番（角田 勝君） 現在では幾らとかという数字を今、ちょっと言ったんですけれども、その辺もう一度言ってください。ただ、細かいところではこれから決算のあれもありますので、今ちょっと話が出たので……

○総務課長（岡部 真君） 支出状況ですか。

○10番（角田 勝君） いや、返礼品の金額。

○総務課長（岡部 真君） 寄附金の3割というのが一応ルール上ございますので、1万円の寄附があれば……

○10番（角田 勝君） いや、それは私、分かっている、さっき質問のとき言ったでしょう。そうじゃなくて、浅川町では年間幾らぐらいになるんですか。年間というよりも、237万8,000円のそういう寄附の返礼品の金額にすれば幾らになっているんですかということをお願いしたいです。

○総務課長（岡部 真君） 返礼品のもの自体が3割以内で、それにプラス諸経費、送料とかがかかります。予算上は、98万の予算を計上してございます。

現在の支出額については、ちょっと把握しておりません、今、手元にございませぬ。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） ちょっと漏れちゃったんですけれども、保健福祉課長のインセンティブというのは、いわゆる後期高齢者の保健の実績ということなんですか、直訳すれば。総じて、保健の実績に基づくということなんですか。インセンティブ。

○議長（水野秀一君） 角田勝君、問題整理して、今ちょっと何か。

〔「問題が何の質問だか」の声あり〕

○10番（角田 勝君） もう一回、そうですか、私の言い方が悪いのかな。

いわゆる後期高齢者インセンティブ交付金というのがありますね、そのインセンティブというのは、それだけを直訳すればどういうことなのか、いわゆる結果ということなのか実績というようなそういうことを表すんだというふうに課長は答弁したんですけれども。

○保健福祉課長（佐川建治君） 答えいたします。

インセンティブの言葉の意味、ちょっと私もはっきりとは分かりませんが、この交付金の中身とすれば、保健事業の評価指標に基づくものと、収納対策の中での評価指標に基づく交付金というのがあります、

実績に基づく交付金です。

以上です。

〔「はい、分かりました」の声あり〕

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 2つだけちょっと教えてください。

10ページのデジタル化ということで、昨今注目されて、なおかつ今回、企画商工課ですか、そういった部門もつくるという話の中で、そういう電算機器、よく注目されていますけれども、222万1,000円という大きな金額がマイナスになっているんですが、どういった理由でマイナスになったのかということと、もう一つが、13ページの地域小売商業活性化・ふるさとづくり推進事業補助金、これ当初予算も多分90万だったのかなと思うんですが、これの内容と、予算編成のときに多分聞いていると思うんですが、再度どういった事業で、なおかつ、なぜマイナスになったのか、ちょっとその2点お知らせください。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 1点目についてお答えいたします。

10ページの6目電子計算費の222万1,000円の減額ですが、町の情報系のパソコンのサーバー、そちらが更新時期になっておりまして、令和3年度で更新予定でリースの予定で当初考えておりました。そこで、1年分で約200万ほど予算を確保していたところだったのですが、やはり世界的な半導体不足で、その物の納入が遅れておりまして、今回の約200万円の予算につきましては、リースで今回やる予定でございまして、それが年度末に実施する見込みとなったことから、約11か月分のほう減額となったものでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

地域小売商業活性化・ふるさとづくり推進事業補助金としまして90万円の減をしております。こちらは商工会に対する補助金でありまして、中身は浅川の花火と同時開催しております花火の里フェスティバル開催の補助金でございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 2番目については分かりました。

それで、情報系のサーバーの更新でリースを考えていたということで、当然、半導体不足云々の話はあるんですが、これは年度末には、いつ発注して、いつ導入されて1か月分と。3月に導入されたということによろしいのでしょうか。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 3月の近々実施する予定になってございます。契約につきましては、現在、1月だ

ったかと思いますが、契約したものでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 更新というのは、物自体が駄目になったからじゃなくて、多分年数の更新時期だということによろしいんですね。ということは、更新が切れるのが1月頃だったということですか、逆に。それで、更新が切れるから1月に契約を結んで3月に入る、半導体不足が関係あるんですかね。例えば、もう最初から決まっているので、更新時期も決まっているんだから、そういうものの時期の選定だとかなんかというのは、もう当初から始めますよね。逆に言えば、令和2年度の後半ぐらいから、もうそういったものの時期、どういうものにしようかという検討も内部で行われて、3年度の予算に計上して、もう当然、4月からもう始めていて、契約をして、じゃ何月に導入させますよ、それでその日付がちょうど1月だから1月でちょうど切り替わりますよということなんですが、じゃその点がそういう流れにならなかったかということ1つと、1月に切れたものを3月まで引っ張っているんですか。どういう契約になるんですかね。私の感覚では、その日で切れたらリースアウトじゃないんでしょうか。リースアウトの延長なんていったらば、1年やるのも2か月やるのも1か月やるのも一緒じゃないでしょうか。その点はどうなっているんでしょう。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 当初のサーバーにつきましては、リースではなく買取りでやっていたものでございます。それで、5年の耐用年数の時期ということで、3年度から更新する予定だったのですが、令和3年度になりまして、このような状況になったことから現在に至っており、年度末での更新と、結果的にはなっていました。

以上でございます。

〔「いいですか、もう一回」の声あり〕

○議長（水野秀一君） いや、木田議員3回終わっています。

〔「一度だけ、すみません」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） その部分が分からないんですよ。買取りだってなぜ更新しなきゃならなかったんですか。じゃ、逆に何のために買取りしたんだろうということというのが何か疑問なんですけれども。それが分かれば教えていただきたいんですけども。

1月に、1月は関係ないのか、5年の買取りの部分が終わったから、今度新しいものにリースで今度入れ替えるよといったのが、年度末の末になってしまったという、ただそれだけの話ですか。ということは、この二百二十何万というのは11か月分ですよ、ということは、もう4月から入れ替えるという腹があったわけでしょう。なぜ1月の発注になるんですか。それはおかしいでしょう。何かの理由があって更新するんでしょう。多分、サーバーがメモリ不足なんてそういうのはないんだろうけれども、サーバーのあれがあって、今度こういうものがあるから入れ替えるよと予算立てしておいて、なぜ年度末にそういう動きになるのかちょっと分からないので。それが、ただ単に時期のずれだけ、それから半導体不足で入らなかったというなら分かるんですけども、4月から動いていなくて、年度末に動いたという形の中で、1月に入るものが入らなかったから3

月になりましたよという、単純にそれだけの話なんでしょうかね。なぜ、買取りからリースに替えるのに、5年の部分で替えていったのか、ちょっと分からないので……まあいいです。なぜ更新しようと思ったかだけ教えてください。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 当初、導入が28年だったかと思います。それで、保守期間等も来ている関係から更新を考えたということです。令和3年度で更新しようとしていましたが、半導体等の不足により、新しいものが入ってくるのが遅れるということから、今年度、令和3年度の末になってしまったというところでございます。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

5番、岡部宗寿君。

○5番（岡部宗寿君） 16ページのあさかわこども園の保育部費の17節で、備品購入費って、ちょっとこれは質問の中で、椅子45台分買ったというんですが、これはよろしいんですか。

○議長（水野秀一君） 学校教育課長、高野喜寛君。

○学校教育課長（高野喜寛君） お答えいたします。

この備品購入費70万9,000円につきましては、こども園の1歳児、2歳児、3歳児に係りますキリカルチェアという子供用の椅子、そちらのほうとベビーフレンドチェア、それからミニバイクのレーシングスクーターという、こういったものの購入を予定してございます。

○議長（水野秀一君） 5番、岡部宗寿君。

○5番（岡部宗寿君） すると、1歳児、2歳児、3歳児の椅子ですよね。これは、前に買わなかったんですか。これはなかったですか。私はちょっと分からないですけれども、それで椅子と、普通は椅子買えば机とかとこうなるんでしょうけれども、今ちょっとほにゃほにゃとなったものですから、きっちり高野さん、分かるように説明してもらえますか。何か今、ほにゃほにゃとなっていました。2回になっちゃうからね。

○議長（水野秀一君） 学校教育課長、高野喜寛君。

○学校教育課長（高野喜寛君） この椅子につきましては、保育室で使用している椅子になります。こちらのほうは、浅川保育所のときに購入しているものもございまして、そちらのほうが老朽化しているということもありますので、新年度に向けてということで、1歳児の椅子につきましては8脚、2歳児の椅子につきましては7脚、3歳児の椅子につきましては30脚ということで、こちらのほうを順次新しく購入したいということで計上させていただきました。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、岡部宗寿君。

○5番（岡部宗寿君） そうすると、40個ですね。ざっくばらんにいくと、それ1脚1万5,755円の計算になるんですけれども、これは安いんですか。私は普通、我々一般庶民は買うのは安くて軽くていいものというんですが、例えば正式に、もうこれで質問終わっちゃうんですが、1脚1万5,755円の椅子とかそういったものは安いんだか高いんだか、ちょっと私には分かんないですけれども、例えばこれはこういう、例えば浅川町の杉材を使ったとか、そういうので切り出しからかかったものだからこれだけの値段になるという説明なら、私も

いやそうだったのかとなりますけれども、これ全くどういう椅子だかも分からないで、ただ椅子で1歳、2歳、3歳のやつの椅子が何とかと言われただけでは、これちょっと70万も出して、結局1万5,755円の、これは高いんだか安いのか、課長ちょっと説明してやってください、納得できるように。これで終わっちゃうので、お願いします。

○議長（水野秀一君） 学校教育課長、高野喜寛君。

○学校教育課長（高野喜寛君） この椅子につきましては、柔らかい桐材を使用した椅子という形の内容にはなっております。浅川町産の椅子という形ではございませんけれども、定価よりかは安い金額となっております。そのほかに、70万9,000円という形の金額にはなっておりますが、この椅子だけではなくて、先ほどもちょっとお話しさせていただきましたが、ベビーフレンドチェア、こちらのほうも5脚ほど予定しております。6万3,000円、ミニバイクレーシングスクーターですか、こちらのほうも4台ということで7万4,800円という形で購入を予定しております。

椅子につきましては、税別になりますけれども、2歳、3歳児につきましては1万1,200円に掛ける消費税、1歳児用につきましては1万3,000円に消費税という形になってございます。こちらのほうの椅子につきましては、1歳児用ですと1万5,070円ですか、こちらの定価の金額となっておりますので、確かにおたのしみとおおり、通常の椅子よりかは高いというふうに思われるかもしれませんが、子供たち用の小さい椅子という形にはなってきますので、このような金額になっているところでございます。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 15ページ、消防費の小貫屯所の320万の減額について、もうちょっとお尋ねしたいと思います。当初320万円で、どのような改修を行う予定だったのか、それをまず1点お聞き願いたい。

次に2点目、まだ小貫のほうでは別な場所という場所が決まっていないと。場所が決まって、次に設計で50万というのが上がってはきておりますが、場所の選定をやってから設計にいったら、来年度はそれで終わると。そこでなんです、今後、改築を予定している屯所などはあるのか。

その2点、お伺いします。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 消防のほうの屯所の改修の当初の予定ですが、ちょっと正確なところはあれですが、屯所の床等がちょっと弱くなっているというところで、大規模な改修を予定していたと記憶しております。それで、屯所部分につきましては300万という当初の見込みで予算を取っております。300万円の投資をして修繕するのはどうかということもあり、今回、移転するような形で考えているところでございます。

場所につきましては、先ほどお答えしたとおり、現在調整中でございます。

今後、改築の予定につきましては、各分団のほうからのところからの申入れは今のところありませんが、正式な問合せ等はちょっと今のところ把握しておりませんが、老朽化している施設があるのは承知しておりますので、今後、計画的に改築等も考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 小貫屯所の床、予算組んだけれども、当然何の災害で床を張り替えるかというものを考えれば、誰が見ても、そこに改修してそこでまた使うということはナンセンスな話なんですよね。最初、スタートの段階でそこまで話をしておくべきだったんじゃないのかなと、たられればなっちゃいますけれどもね。

それで、今後、改築を予定されているところは今のところないと、予定はないと。でも、総務課長、浅川町の屯所をぐるっと見れば、もう駄目だなというのは分かりますよね。例えば、破石班、あれ何十年前のポンプ車置場ですか、搭載車置場。隣接する集会所もない、多分、浅川町で一番、言っちゃ悪いけれどもみずばらしい消防車両の入れるところだと思うんですよ。

そういうものを考えれば、今、要望が上がっていないからといいますけれども、要望が上がっていないからじゃなくて、きっちりそれは設備を管理していないという表れなんです。きっちり管理をしていけば、区からの要望前に、じゃもうこれは更新時期がとっくに来ているから更新しましょう、コミュニティーセンターと一緒に併設して造りましょう、年次計画をつくれるわけですよ。恐らく、じゃ破石班で、うちの屯所新しくしてくれといっても、今度小貫班の話が入っているから、小貫班が終わらないとお宅の話に行かないよという話になっちゃうじゃないですか。それとも、来年度の予算で、令和4年度に山白石区から破石班の屯所の改築をお願いしたい、コミュニティーセンターと併設の今はやりの、今の仕様の搭載車の置場を造ってくれと要望が上がってきた場合に、並行してできるんですか。やはり、これは、きっちり年次計画と設備の更新とかを頭に入れていない表れなんです。

よくここは考えていただきたい。行き当たりばったり、区から要望が上がってこないなんて、そういう言い訳はしてほしくない。それは担当課と、あと町長にも答弁を求めます。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 屯所は、破石もそうでございます。本当に何か所かあります。特に、一番危険なところは破石ではありません。東大畑の屯所ですよ、あそこはもう目の前に車がばんばん走っているんです。本当にあそこが一番危険なところであります。駐車場は、上の駐車場を使っています。

ですから、今の年次計画、確かにそのとおりであります。これから破石とか、当然、東大畑も出てくるでしょう、ああいう場所に、まさか交通量の多いところに屯所は私はないと思いますよ。本当に、今8番議員さんにいいこと言っていたいただきましたよ。これから、団長らとやっぱりもっともっと詰めなくちゃいけないと思っております。消防団が緊急で出る場合は、やっぱりスムーズに出なければ、私は大変だと思っております。

本当に貴重な意見ありがとうございます。今後とも、団長、幹部と相談していきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 今、町長答弁ありましたように、地元のほうの消防団等とよくお話し合いを進めながら、進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

1番、菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） 10ページの財政調整基金積立金ということで5,000万となっておりますが、これの基金のお金の増減、教えていただければと思います。それで、年内、どのような形でこの基金がなっていくのかと

いうこと、もし分かればお願いします。

それと、5番議員の質問にもありましたが、16ページの備品購入費ということで、45脚、幼児用の椅子を買いましたということで、これは追加で新たに購入したものなのか、これによって古いものができて、それは使わなくなったのかということなんですけれども、それについてお伺いします。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） では、財政調整基金のほうの経過でございます。

まず、2年度末現在で7億8,000万ありまして、3年度の当初予算で1億5,000万取り崩し6億3,000万になりました。9月の補正で1億7,000万加えまして8億になり、12月で2,000万取り崩し7億8,000万、今回3月で5,000万の積立てで、予算上は8億3,000万となります。

なお、4年度当初では1億6,000万の取崩しを提案しておりまして、それまで考慮いたしますと、6億7,000万という状況になるものでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 学校教育課長、高野喜寛君。

○学校教育課長（高野喜寛君） 先ほどの備品購入費のほうなんですけど、先ほどもお話しさせていただきましたが、浅川保育所時代からの使っている椅子ということでありますので、こちらのほう新たに45脚のほうの購入をしたいということでございます。

○議長（水野秀一君） 1番、菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） 財政調整基金のほうは分かりました。

新たに購入ということで、古くなったものはもう入れ替えて使用することはなくなって、何か捨ててしまったり処分してしまったりするんでしょうか。

○議長（水野秀一君） 学校教育課長、高野喜寛君。

○学校教育課長（高野喜寛君） 古いものにつきましては、今後処分するという形で進めたいと思います。

○議長（水野秀一君） 1番、菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） 何かもう、ごみとして捨ててしまうということなんですか。何か町民の方で欲しい方がいたら、入札とかでもらえたり、そういうことはないんでしょうか。

○議長（水野秀一君） 学校教育課長、高野喜寛君。

○学校教育課長（高野喜寛君） 老朽化しているものということでもありますので、そちらのほうは状況を見ながらちょっと検討したいというふうに考えております。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第8、議案第9号 令和3年度浅川町一般会計補正予算（第10号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

[起立全員]

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第9、議案第10号 令和3年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第9、議案第10号 令和3年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

[起立全員]

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第10、議案第11号 令和3年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第10、議案第11号 令和3年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを起立に

よって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第11、議案第12号 令和3年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 説明の中で、配水管移設を先にやるんだという話でした。私、実務がどういうふうに進んでいるのかよく分からないのでお尋ねしたいんですけども、水道の配水管の移設を先にやってということになると、手戻り工事になるのではないかと。普通はそういう場合は、水道も下水も一緒の機会に工事をやって、経費の削減を図るというのが普通かなというふうに思うんですけども、今回、手戻り工事にはならないのですか。今回、通行上、やむを得ないという事情があるという特別な事情があるわけなんですか。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

今ほど手戻り工事というお話がありましたけれども、まず水道管の移設の考え方なんですけど、基本的には下水道工事をするに伴いまして、今、入っている水道管がぶつかってしまうので、これを移設しましょうというのが基本的な考え方でございます。

それで、そうしますとその間、水道工事が後になってしまいますと、水道が使えないという状態になるものですから、あらかじめ下水道を入れる位置を逃がして、下水道工事に影響がない部分に新しく管を入れまして、それが終わったら下水道工事に入るというような流れで、通常の場合はほとんど行っております。

今回、町長の説明のほうで、水道の工事を優先させるということにつきましては、例えばなんですけど、下水道工事に影響ないところで水道工事ができる部分も若干はあるんですけど、そういったものを一緒にやりますと、付近の通行、2か所も工事同時にやっているのでも、ちょっと通り抜けができないであったりとか、それからお互いの工事車両がうまく行き来ができないとか、そういったことがあったものですから、まず水道工事を先に行き、その間は下水道工事は入らないということで、そういった問題を解消しようということに決まった次第でございます。

以上です。

○9番（上野信直君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○9番（上野信直君） はい。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第11、議案第12号 令和3年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第12、議案第13号 令和3年度浅川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第12、議案第13号 令和3年度浅川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第13、議案第14号 令和3年度浅川町上水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 関連してお尋ねしたいんですけども……

○議長（水野秀一君） 角田勝君、マイク。

○10番（角田 勝君） 浅川町には、上水道に入っていない、入りたくても入れないというような、そういう方は、世帯はあるのでありますか。その点、そしてまたその解消するためには、どういう状況なのかということです。

それから、町の水道のいわゆる防水管、その中にエタニットパイプ、エタパイの管はいかほど残っているんですか。エタパイというのは、やっぱり地震に弱い、でも腐食とかそういうものには本当に強い、こういう特徴を持っているんですけども、その点をお伺いしたいと思いますし、そういうエタパイの管を交換するということですかね、今のそういうことについてはどういうふうに考えていますか、お伺いします。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

初めに、上水道の区域における給水引込みが現在可能でない世帯数ですが、正確な数字ではないかもしれませんが、いいんですけども、福貴作地区で2軒程度、それから里白石地区で2軒程度あるのかなというふうには思っております。これは水圧の問題と、それから距離の問題、本管の位置からちょっと遠いのでということで、現実的ではないということで里白石地区は2戸ほど、それから福貴作地区については水圧の問題で2戸ほどあるのかなというふうに認識はいたしております。

それから、2点目の石綿管、エタニットパイプの延長なんですが、すみません、今ちょっと詳しい資料がないものですから、後ほどお答えしたいと思います。

更新につきましては、まず下水道工事に併せまして、老朽管を更新していくという計画であります。それから、若干予算も取ってございますので、道路の路面の工事をする工事に併せて、効率よくやっていきたいというふうに考えております。

あと、新年度につきましても、浅川停車場線、県道になりますけれども、こちらの工事を利用いたしまして、今までそこに入っていないんですが、これも老朽管の更新ということで、送水管と配水管、こちらを県道のほうに占用して入れることによりまして、更新という形を図っていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 4世帯あるというような説明であります。確かに距離が遠いと、工事費の関係で、受益者の負担も非常に高額になるという、そういうものもあると思うんです。しかし、やっぱり行く行くは町のほうに出るなんていう、そういう考えのある世帯についてはなるほどと思うんですけども、やはり若い人も含めて、何としてもここにずっといたいんだという、そういうところについては、やはり町も一定の工事費の

軽減を打ち出して、特例としても解消していく、そういう方向を考えるべきなのかなど。もう一度そういう方にお聞きして、今、どういう理由でやっぱりできないのかということを含めて検討してほしいなど、こう思うわけであります。町長、その辺はどうでしょうか。

以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 水は大事であります。本当は100%にしたいのでありますが、もう何十年と引いていないということで、かなりの受益負担があると思います。本当に飲み水は大事ですから、本当に今後の検討課題だと思っております。なるべく、本当に100%を目指したいと思っております。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第13、議案第14号 令和3年度浅川町上水道事業会計補正予算（第2号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第14、議案第24号 石川地方生活環境施設組合規約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 住民課の資料のほうで、組合の規約の変更についての具体的なことが表になって配られております。大変、分かりやすくありがたい資料です。これを見ていて、ちょっと浅川町にとっては、この変更は問題だなというふうながありました。

それは、2号分賦率というところのし尿処理、ごみ処理に関する経費、これに関して現在は国勢調査人口で5割、処理量で5割、こういうふうになっているんですけども、これを令和14年までに人口に基づく割合を増やして行って、14年からは完全に人口割にしていくと、こういう内容の改正だということでありまして。浅川町は、多額の公費を投じて公共下水道を整備しているわけです。公共下水道を整備したことによって、生活環境施設組合に出すし尿の量というのは激減しているはずだと思います。ところが、そういうのが、全く考慮さ

れないで、国勢調査人口だけで負担割合を決めていくんだという、こういう改正でありますので、これは問題ではないかなというふうに思うんですけども、その立場からまず伺いたいですけれども、公共下水道の汚泥の処理というのはどのようになっているんですか。最終的に石川の衛生組合に持っていくのか、それとも衛生組合には全くお世話にならないで、別な処理の仕方をしているのか、その点がまず1点です。

それから2点目として、公共下水道の現在の使用者の数、それから現在計画している区域が全部もうすぐ終わると思うんですけども、背戸谷地地域が終われば全部終わると思うんですけども、それが終わった後、全員が加入すれば、公共下水道の使用者の人口というのは大体どのぐらいになると見込まれているのか、その2点を伺いたと思います。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

1点目の公共下水道事業における汚泥の処理でございますけれども、こちらにつきましては、民間の事業者のほうに有償で再利用堆肥化施設で再利用するということなんですが、こちらも処分料がかかりますけれども、一応処分しております。石川地方生活環境施設組合には、処分はしておりません。

2点目の現在つかんでおります最新の接続人口でございますけれども、1,561名です。

3点目の、現在、令和6年までの認可を受けておりますけれども、この認可における計画人口は3,280人、工事が終わりました、全ての世帯が接続されたとなりますと、3,280人というふうに考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） ということであります。つまり、まず公共下水道で処理した汚泥については、衛生組合に持ち込むのではなくて、肥料みたいな形で業者に引き取ってもらっていると、衛生組合のお世話には一切ないということですね。それと、下水道に加入しているのは、現在は利用しているのは1,561人分。完成したら3,280人と、人口の半分以上が衛生組合のお世話にならないで、町独自の処理でやっていると、こういうことになるわけであります。

ところが、この住民課資料で今回提案されている組合規約の変更は、令和14年4月1日からは国勢調査人口に基づく割合で決めるんだということですから、浅川町は例えば6,000人人口があつて、3,000人が公共下水道を利用していたとしても、国勢調査人口でやるんだというんだから6,000人分の負担をしなくちゃならないわけですよ。私は、これはおかしいと思うんですね。この間の予算書でも公共下水道事業で、今、債務負担11億余りしていますよ。長い間事業をやってきて、さんざんお金を払って、今なお11億の債務負担やっていて、それだけ多額のお金をかけて公共下水道事業を進めているのに、そして施設組合に出す汚泥の量を減らしているのに、全く考慮されない。他町村も同じように公共下水道取り組んでいるんだということだったら、これはまあしょうがないかなというふうに思いますけれども、全くやっていないところがあるわけでしょう。そういうところと、やっているところとやっていないところと一緒に、国勢調査人口に基づく割合で決めるんだと、こういう在り方というのはおかしいと思いませんか、町長。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 9番議員のおっしゃるとおりだと思います。

なお、今回の人口割は、5町村の担当課で様々な検討をした結果、こういう状況になりました。当然、5町村でお話もさせていただきまして、こういう結果になった次第であります。

今後、今、9番議員さんが言ったように、施設組協議員等とともに、やはりこういうのを解決していきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 住民課長、関根恵美子君。

○住民課長（関根恵美子君） それでは、補足説明させていただきます。

こちらの2号分賦金につきましては、十年来、以前より正副管理者会議で検討されてきた内容だとお聞きしております。

まず、建設時には管内の人口を基にしました計画により、施設の設備が決定しましたこと、それから交付税措置も現在、人口により決定されているということがございます。また、議員さんおただしのとおり、浅川町は公共下水道の普及によりまして接続率もアップしておりますし、5年前に比べまして搬入量が減ってきていることも確かです。また、ごみの処理量につきましても、5年前に比べまして減ってはきております。

ただ、ごみ搬入量は、管内の町村に比べますと、減少率は少なく、し尿搬入量と相殺しますと、増減率はあまり変わらないということになってはおります。負担の割合ですが、し尿は約2割、ごみは約8割の処理量となっております。

今後もさらにごみの減量に努めながら、割合の減少に努めるなど、環境に優しい町づくりのために努めてまいります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） し尿は2割で、ごみは8割だということで、し尿の占める割合は少ないということなんです。ただ、だからといって、まあしょうがないかということにはならないと思います。

浅川町がごみの量が多いというのは、ある意味、自分ちで燃やす量が少ないということだと思うんですね。ほかのところに行ってみると、どんどん燃やしているところがいっぱいありますよ。私、毎年、住民課から、衛生施設組合が発行している処分の実績の表をもらうんですけども、それを見ると、町村によっては極端に燃えるごみの量が少ないとか、これはどうやって処分しているんだろうかなと、これは多分うちで燃やしているんだと思うんですね。ですから、ごみの処理経費については、これは人数割できちっとやってもらっていいと思います。

しかし、し尿の処理については、これは厳格に出した量でやってもらうと、浅川町は減らしているんだから、お金をかけて、そこをきちんと評価してもらわなかったら、これは不公平ですよ。

ですから、私は、し尿処理とごみ処理の分賦金は、これはもう一回別にして見直してもらう、こういう必要があるんじゃないかと。国勢調査人口に基づいて、もうがちっとやっちゃうんだというのでは、これは私は町民の皆さんには説明しようがないというふうに思います。

それで、今回、町長、これを取り下げませんか、この提案、今から。こういう問題が出たのでということで、再度協議をしていただきたい。これは担当課で話し合ってきたんだということなんですけれども、これは担当課の話でないですよ、町の話ですから、これ町長の責任ですよ。どうですか、お考えを伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 5町村でも、私は了承してしまいました。ですから、今回は取下げすることはできません。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 9番議員の言うとおりで私も思います。これ衛生組合で一切、こういうことについては決定権ないですからね。町長は衛生組合でも協議なんて言ったけれども、何ら協議していません。

ですから、やっぱりこの各町村の議決によって決まるわけで、私はやっぱり今、言ったように取り下げさせていただいて、そして再考を促すと、議会ではこういう求めだということをやっぱり強く言って、もう一度この案分の表について検討してもらおうということは、私、必要だと思うんです。そうでないと、本当に金をかけて下水道事業やって、そういう汚泥の処理、そういうものについて、し尿処理の処理についてですよ、本当に少なくなってきた浅川町が、かぶってしまいますよ、これは。誰にでも明らかだ。ほかの町村、今言ったように、浅川町のように下水道事業をやって金をかけていないんですから、そこら辺は十分検討していただきたいと思うんですが、町長、その辺、やはり今回は取り下げて、とにかく一定の見直しをしてもらおうということが必要だろうと思うんですけれども、これは緊急の課題ですよ。これ、衛生組合なんかでもこれが決まればこれでやるわけですから、そういう点のことを考えてほしい。

将来に向けて、全く出てくると思うんです、この格差が。ほかのところは下水道ほとんどやらない、合併槽だけだと、こういうふうな町村だって出てくるだろうし、一部集落排水をやっているけれども、ほとんど下水道はやらないみたいな、そういうものになってしまうんですから、1回決めればこれはずっとそのままいくわけですから、将来にわたって悔いを残すというふうに私は思います。

ぜひ、今回は取り下げて、再検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） これは5年に一度の見直しです。それで、私もこのし尿処理の評価はしております。やはり、下水道工事でかなりのお金を使っておりますから、本当に浅川町は、先代の町長さんはじめ、大変苦労しているなと思っております。

それで、先ほど9番議員さんに申したとおりに、私も了承してしまいました。今回は、もし取下げであれば、これはちょっと大変なことになる可能性がありますので、ぜひ今回は何とか通していただきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 今の議論を聞いていまして、分かるんですが、逆に言うと、石川管内は5町村あります。そうすると、今、片側ではエコだ何だという環境のあれで、ごみを少なくしましょうとかやって、じゃ町の努力もいろいろ各地方自治体によってやっています。こういったものが全てこの国勢調査による人口ということになると、それが見えない、じゃやる、やらないもという機運ですね。当然、役場内からそういったこととし

て、町全体でもごみを少なくしましょうと、それで多いところで本当何十種類と、20種類も30種類も分けて、この間もテレビでやっていましたけれども、ごみをなくすと、ゼロぐらいにするまでの機運でやっているところがあるところ、こういったもので、人口割合で何でも決められたらば、その機運がどうなるんだということがあろうかと思えます。

これはこれで、今、町長さんのお話のとおり、いろんな問題があるんでしょう、これになった場合には。でも、この考え方として、今の時代、何でも人数割でやっていいものかどうかという、部分的にはそういったものを出した、抛出したのに対してどのぐらいの値段がかかるんだということを、逆に町民の皆さんが分かって、分別のほうにしっかり走って、やっていただいたほうが町としてはごみも少なくなるだろうし、それがどんな努力をしようが、もう人口割で全部決まっちゃうんだよという話では、こここのところだけはないんじゃないかなというふうに私は感じます。

私は、そう思うので、町長さんのほうの意見と、それから住民課の方の説明で大体おおよそは分かるんですが、今お話しの9番さん、10番議員さんのお話も重々分かるというところだけのご承知願いたいというふうに思っています。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） ごみの分別、これを今、担当課から8割という数字が出ております。これをさらに町民全体で下げていきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 簡潔に言います。

浅川町は、多額のお金をかけて公共下水道事業に取り組み、その結果、施設組合へのし尿の搬入は減らしています。この規約改正は、下水道事業に取り組んできた我が町の取組が全く考慮されない、不当に負担が重くなる内容であり、到底納得はできません。

したがって、本案には反対をしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） これで討論を終わります。

これから日程第14、議案第24号 石川地方生活環境施設組合格約の変更についてを起立によって採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔起立多数〕

○議長（水野秀一君） 起立多数です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎請願第1号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第15、請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出請願書を議題とします。

これから紹介議員に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第15、請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出請願書を起立によって採決します。

お諮りします。請願第1号を採択することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、請願第1号は採択することに決定しました。

ここで、請願第1号が採択されましたので、追加日程、意見書準備のため暫時休憩といたします。

休憩 午前11時42分

再開 午前11時44分

○議長（水野秀一君） 再開いたします。

◎日程の追加

○議長（水野秀一君） お諮りいたします。ただいま配付しました日程第16を日程に追加したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

なお、発議第1号については、会議規則第39条第2項の規定により趣旨説明を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号については、趣旨説明を省略することに決定しました。

◎発議第1号の上程、質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第16、発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出についてを議題とします。

事務局に表題部を朗読させます。

議会事務局長、八代敏彦君。

〔議会事務局長（八代敏彦君）朗読〕

○議長（水野秀一君） これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第16、発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（水野秀一君） 以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前11時46分